

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 長 第 7 号
指 定 の 有 効 期 間	令 和 2 年 7 月 30 日 か ら 5 年 間
機 関 の 名 称	ユ ー デ ィ ー アイ 確 認 検 査 株 式 会 社
主たる事務所の住所 及び電話番号	千葉県柏市東上町8番25号 電話番号 04-7166-5222
代 表 者 氏 名	代 表 取 締 役 鈴 木 徹
業 務 区 域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)及び神奈川県 の全域
指 定 の 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 (平成11年建設省令第13号)第15条各号に掲げる区分
取 扱 う 建 築 物 等	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 第15条各号に掲げる区分に係る建築確認、中間・完了検査 及び仮使用認定とする。 ただし、次の各号に該当する建築物を除く。 (1) 建築士法第2条第8項による工事監理者を定めない建築物及び未定の建築物 (昇降機及び工作物を除く。) (2) 建築士法第2条第1項による建築士の設計によらない建築物 (昇降機及び工作物を除く。) (3) 法第20条第1項1号に掲げる建築物
実 施 す る 業 務 の 態 様	上記の建築物等に係る建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定業務